

第5章

施策の展開

第5章 施策の展開

基本目標

1

目指す「草加っ子」（15歳の姿）を育む幼保小中を一貫した教育の推進

施策1-1 子ども教育の連携の推進

現状と課題

平成29年（2017年）3月に告示された学習指導要領等では、基本的な理念として「社会に開かれた教育課程[●]」が示され、社会とのつながりを考えた教育課程を編成し、地域の人的・物的資源を活用するなどして実施することが示されました。また、「生きる力^{ひら}」を改めて捉え直し、予測困難な未来社会を切り拓くために必要な力として、育成すべき資質・能力[●]が三つの柱に整理されて示されました。幼稚園教育要領では、幼稚園教育において「生きる力の基礎」を育むことが示されるとともに、全ての学習指導要領等で学校段階等間の円滑な接続に一層配慮することが示され、これにより保育園や認定こども園も含めた幼児期の教育から高等学校教育まで一貫して、これからの社会を切り拓くための資質・能力[●]を育成することが明確になりました。

本市では平成24年度（2012年度）から「子ども教育の連携の推進」に取り組み、中学校卒業までに育ってほしい姿を目指す「草加っ子」（15歳の姿）[●]として定め、幼保小中を一貫した教育[●]を通して、その実現に取り組んできました。これは学習指導要領等の理念を全国に先駆けて体现する取組であり、幼保小中を一貫した教育[●]をより一層充実させていくことが本市の教育における最重要課題の一つであると捉えています。

子どもたちが「自ら学び 心豊かに たくましく生きる」ためには、自己肯定感[●]等が基盤になります。第二次行動計画における取組によって、子どもたちの自己肯定感[●]等は高まってきていますが、目指す「草加っ子」（15歳の姿）[●]をよりよく実現するには、更なる育成が必要です。

各園・各校の幼保小中を一貫した教育[●]の実践を支えている各種資料を、「社会に開かれた教育課程[●]」等の観点から見直し、その内容を充実させることが必要です。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎であることから、体験的活動の一層の充実を図るとともに、教育の質の向上を支援し、小学校教育へ円滑に接続することが必要です。

小学校及び中学校は、ともに義務教育の場であるという観点から、乗り入れ授業[●]等の交流・連携を一層充実させることにより、一体的に教育を行うことが必要です。

施策の方向

目指す「草加っ子」（１５歳の姿）の實現に向け、自己肯定感等の重要性を周知し、幼保小中・家庭・地域における自己肯定感等の育成を推進します。

幼保小中を一貫した教育に関する各種資料を「社会に開かれた教育課程」などの学習指導要領で示された理念や概念に沿って見直し、各園・各校での活用を推進します。

幼児期の教育において、体験的活動が充実し、幼保小の円滑な接続が図られるよう、各園の保育・教育を支援します。

乗り入れ授業等の交流・連携の支援や、研究委嘱を通して、幼保小中を一貫した教育を一層充実させます。

主な取組

◆自己肯定感・自己有用感の育成

子ども教育の連携に関する児童生徒アンケートの結果から、自己肯定感等が高い児童生徒は、自ら学ぶ力に関する設問、豊かな心に関する設問、たくましく生きる力に関する設問の全てで、肯定的な回答をしている割合が高いことが分かりました。このことから、自己肯定感を育むことは、目指す「草加っ子」（１５歳の姿）の基盤になると考えられます。

こうしたことを幼保小中・家庭・地域に周知するとともに、自己肯定感を育む好事例を集め、具体的な指導事例として提供することで、各園・各校での指導実践を促します。

◆「社会に開かれた教育課程」等を踏まえた指導資料の作成

各園・各校では、「目指す『草加っ子』（草加市幼保小中教育指針）」「草加市幼保小中一貫教育プログラム」「草加っ子にこにこわくわくプラン」「草加市幼保小中一貫教育標準カリキュラム」を参考にしながら、保育計画や教育課程を編成し、幼保小中を一貫した教育を実践しています。これらの資料の中には、学習指導要領等の告示前に作成されたものもあるため、「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等の学習指導要領等で示された理念や概念を踏まえて見直し、順次改定します。

◆幼児期の教育の充実

幼児期の教育における体験活動や１５歳までの育ちを見通した教育の重要性について、研修会等の機会を通して周知するとともに、各園での実践を幼児教育充実事業における補助金交付等により支援します。

また、子ども教育支援員による訪問支援の実施園を拡大し、各園の保育・教育の充実に直接支援します。

◆交流・連携の充実による幼保小中を一貫した教育の推進

幼保小中を一貫した教育を推進する上で、各園・各校の交流・連携を充実させることは欠かせません。特に小学校及び中学校は、ともに義務教育の場であり、一体的に教育を進めることが求められます。その際、乗り入れ授業が果たす役割は大きいことから、訪問支援等を通して、効果的で円滑な乗り入れ授業が実施できるよう支援します。また、研究委嘱を行い、各中学校区のエデュケーション課題を、幼保小中を一貫した教育を通して解決できるよう支援します。

◆ふるさと草加学習の推進（再掲） ※元は2－1に掲載

子どもたちが、草加についての理解を深めて愛着や誇りを持てるよう、「草加市幼保小中一貫教育標準カリキュラム」にふるさと草加学習を位置付け、各校で実践できるよう支援します。

ふるさと草加学習を行う際の参考資料である冊子『学ぼう！ふるさと草加』を、教員の声を反映させながら随時改定し、使用しやすいものにしていきます。

また、研修会等で、教員にふるさと草加学習の好指導例を周知するとともに、指導訪問などを通じ、より充実したふるさと草加学習とします。



中学校教員による乗り入れ授業

生活科での園児と小学生の交流



部活動体験での
小学生と中学生の交流



施策1-2 自ら学ぶ「草加っ子」の育成

現状と課題

これまで、児童生徒の学力向上を最重要課題の一つと捉え、様々な取組を推進してきました。特に、平成28年度（2016年度）からは、「草加市学力向上グランドデザイン」に基づき、学力向上を図るための取組を進めてきました。具体的な取組としては、全国学力・学習状況調査^①や埼玉県学力・学習状況調査^②等の結果を分析し、各小中学校の管理職を始め、学力向上担当教員を対象にした学力向上対策研修会の中で、課題解決のための手立てを示し、各校の学力向上プラン^③の見直しを行うなどの実践に努めてきました。また、児童生徒一人ひとりの達成状況や課題を把握し、各学年における学習内容の定着を図ることを目的とした、市独自の学力・学習状況調査も実施してきました。

今後も、全国・埼玉県・草加市の学力・学習状況調査を様々な視点から分析し、全体や個人の課題の要因を探り、課題解決の方策を立てながら授業改善を行い、児童生徒一人ひとりの確かな学力^④を確実に伸ばすことが必要となります。また、学習指導要領の内容を着実に実施し、自ら課題を見付け、自ら学び・考え、主体的に判断し、問題を解決する能力を児童生徒が身に付けられるようにする必要があります。また、様々な課題に対し、学んだ知識及び技能を活用し、主体的に問題解決するための思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力・人間性等を培っていくことが必要です。そのためにも、これまで以上に、児童生徒の学びが「主体的・対話的で深い学び^⑤」になるようにすることやカリキュラム・マネジメント^⑥を確立することなどが必要となります。特に、情報教育については、今後、より一層、教員がICT^⑦を活用し、教科等の指導の工夫・改善による児童生徒の学習意欲の高揚につなげたり、児童生徒の情報活用能力の育成を推進したりする必要があります。

グローバル化の進展への対応としては、これまで、児童生徒が言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身に付けられるよう、外国語活動及び外国語教育の充実のための施策を展開してきました。特に、平成29年度（2017年度）からは、児童生徒が中学校を卒業するまでに実用英語技能検定3級取得を目指せる機会を整え、中学校3年生の同検定3級取得率が46%（平成30年度（2018年度）実績）となり、国の目標値50%に近づいてきています。今後も、言語や文化が異なる人々と主体的に協働できる力を育むことが求められることから、今まで以上に全小中学校でALT^⑧を活用していくなど、ネイティブな英語力を身に付けられる授業の実践が必要となります。

学校図書館教育については、草加市子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動の推進等を積極的に行ってきました。今後も、学校司書^⑨の全校配置とともに、司書教諭との連携を強化し、子どもたちの読書に対する関心を高め、読書力を更に向上させる工夫も必要となります。

施策の方向

自ら学ぶ「草加っ子」の育成に向け、学校における日々の授業を充実させます。また、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用し、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性をいかし多様な人々との協働を促す教育を推進します。

幼保小中を一貫した教育●を推進する中で、児童生徒の発達段階を考慮し、学習の基盤をつくる活動を充実させるとともに、家庭・地域との連携・協働を図りながら、確かな学力●を身に付ける取組を更に進めます。児童生徒が「主体的・対話的で深い学び●」に取り組めるようにすることや各校でのカリキュラム・マネジメント●を確立します。

教員がＩＣＴ●を活用し、教科等の指導の工夫・改善による児童生徒の学習意欲の高揚につなげたり、児童生徒の情報活用能力の育成を推進します。また、児童生徒の発達段階に応じたコミュニケーション能力、課題解決能力、情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの向上を図ります。

全小中学校でＡＬＴ●を活用し、ネイティブな英語力を身に付けられる授業を実践し、児童生徒が言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、グローバル化に対応した児童生徒を育成します。

学校図書館教育については、草加市子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動の推進等を積極的に行います。

主な取組

◆「草加っ子の基礎・基本」の定着

「知・徳・体」のバランスのとれた取組を推進し、「草加っ子の基礎・基本●」のより一層の定着を図ります。「指導の基●」を活用して、「知」における児童生徒の基礎・基本の更なる徹底を図り、学力向上につなげます。

◆各種学力調査の実施と分析・活用

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析・検証し、その改善を図るとともに、指導の充実や学習状況の改善に役立てるための全国学力・学習状況調査●、児童生徒一人ひとりの学力の伸びを把握でき、その指導の在り方にいかすための埼玉県学力・学習状況調査●、当該年度に身に付けるべき学習内容の定着を把握し、確実に身に付けるための草加市学力・学習状況調査等をそれぞれ実施し、授業改善を始め学力向上プラン●の見直しを図るなどして教育指導の充実を図ります。

◆児童生徒の学習に対する支援の充実

全小中学校に学習補助員●を配置し、児童生徒一人ひとりが基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるための学習支援の充実に取り組みます。必要に応じて国際理解教育補助員●を配置し、日本語指導を必要とする児童生徒が、日本語を確実に身に付けていくための支援に取り組みます。全小中学校にＡＬＴ●を配置し、小学校外国語・外国語活動及び中学校英語教育の充実に取り組みます。全小中学校に学校司書●を配置し、「草加市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動の充実を図りながら、児童生徒の読書に対する関心が高められるように取り組みます。必要に応じて学級支援員を配置し、個に応じた支援を充実させ、落ち着いた教育環境づくりを進めます。

◆「草加っ子の学びを支える授業の5か条」の徹底（再掲） ＊元は1－6に掲載

草加っ子に「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を身に付けさせるため、「指導の基」を活用し、本市の全ての教員に「草加っ子の学びを支える授業の5か条」を徹底させ、指導力の向上を図ります。

◆児童生徒の効果的な学習時間の確保

授業規律を確立し、日々の授業を工夫改善するとともに、児童生徒が計算や漢字、読書、英語学習を繰り返しできる時間や場を設定して取り組みます。さらに、草加寺子屋（土曜学習）、放課後学習を開催し、学習機会を提供します。また、幼保小中を一貫した教育を推進する中で、児童生徒の発達段階や各中学校区の実態に応じて、予習・授業・復習の学習サイクルを身に付けさせられるよう、保護者と連携しながら家庭学習の充実を図ります。

◆指導訪問の充実（再掲） ＊元は1－6に掲載

全教員の授業を参観し、「指導の基」を用いて「草加っ子の基礎・基本」や「草加っ子の学びを支える授業の5か条」の徹底を図ります。また、教科領域別の授業づくりのポイントや「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善の在り方などを指導し、教員の指導力の向上を図ります。

◆ICTの整備と活用（再掲） ＊元は3－2に掲載

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTを活用できる環境を整備していきます。また、授業の中でICTを積極的に活用して、タブレット型パソコンで資料を提示しながらの個別指導、児童生徒が撮影した動画や収集した資料を基にした授業づくり等を行います。また、ICTの活用を図りながらプログラミング教育を推進し、プログラミング的思考を身に付けさせるとともに、授業の工夫改善を通して、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。ICT支援員を配置し、その活用の充実を図ります。また、ICT研修を充実させ、授業で効果的に活用できるよう教員の指導力の向上を図ります。

◆小学校外国語・外国語活動及び中学校英語教育の充実

小学校外国語・外国語活動及び中学校英語教育の効果的な授業実践に向けて教員研修を行います。また、全小中学校にALTを配置し、外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めます。

◆学校図書館教育の充実

草加市子ども読書活動推進計画に基づき、児童生徒の読書に対する関心を高め、読書活動を推進します。また、学校図書館の蔵書内容や老朽化した図書の更新を考慮し、国が定める学校図書館図書標準の充足率100%以上を維持するとともに、設備備品の更新を図りながら、快適な学校図書館づくりに努めます。

◆ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・環境づくりの充実（再掲）

＊元は1－6に掲載

通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒も含め、児童生徒が取り組みやすい授業を行うために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れる方策について研修会を実施します。そして、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業となるよう授業改善を推進します。併せて、各校の実情に合わせ、ユニバ

ーサルデザインの視点を含めた児童生徒の落ち着いた学習環境づくりを進めます。



小学校外国語・外国語活動

施策1-3 心豊かな「草加っ子」の育成

現状と課題

本市では、規範意識や倫理観の低下等によって直面する課題に対応するため、幼保小中を一貫した教育を推進する中で、学校の教育活動全体を通じた道德教育を推進することを始め、いじめ・不登校などに対応する教育相談、問題行動の予防や解決を図るための取組を進めてきました。特に、「いのちの教育グランドデザイン」を基に、全ての教育活動を通じ、いのちのつながりや尊さ、人間としての生き方など、「いのちの大切さ」を実感する教育を行い、心豊かな児童生徒の育成に努めてきました。また、学級集団アセスメント検査を小学校5年生、中学校1年生で実施し、検査結果を分析したり、平成30年度（2018年度）には全中学校1年生に匿名報告・相談アプリ「STOP it」を導入したりするなどして、いじめの早期発見や予防のための手立てとして活用してきました。

今後も、いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題解決に向け、子どもたちの豊かな人間性・社会性を育むために、「特別の教科 道德」を要に全ての教科等で道德教育の推進を始め、様々な角度からの取組や多様な体験活動を充実させていく必要があります。また、専門家や関係機関・団体、家庭、地域と連携・協働することや、学校間（小中学校間・小学校間・中学校間等）を通じて必要な情報を共有することも必要となっています。

施策の方向

子どもたちの規範意識の低下や人間関係の希薄化、いじめ、不登校などの様々な課題を解決するため、幼保小中を一貫した教育を推進し、子どもたちの豊かな人間性・社会性を育むとともに、全教育活動を通して、道德教育や「いのちの大切さ」を実感する教育を充実させます。また、幼児期から、人や自然との関わりを広げる豊かな体験活動を通して、感性の形成やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、音楽や自然との触れ合いなどの体験活動や読書活動をより一層充実させます。

「学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」や各校の「いじめ防止学校基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、関係諸機関と連携を密にしていじめ撲滅に取り組みます。

主な取組

◆「草加っ子の基礎・基本」の定着

「知・徳・体」のバランスのとれた取組を推進し、「草加っ子の基礎・基本」のより一層の定着を図ります。「徳」の基礎・基本である「時を守り、場を清め、礼を正す」などの規律ある生活の更なる徹底を図り、全教育活動を通して児童生徒の豊かな心の育成を目指します。

◆道徳教育の充実

子どもたちの豊かな人間性を育む観点から、委嘱研究によって、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の在り方について研究を支援し、「考え、議論する道徳」の実現に向けて授業の質的転換を図り、その成果を市内に広めるなど、各校の道徳教育の充実を支援します。また、文部科学省発行の「私たちの道徳」、埼玉県教育委員会発行の「彩の国の道徳」を活用し、児童生徒の自尊心の形成や他者への思いやりなどを身に付けるための指導を実施します。

◆「いのちをつなぐ教育」の推進

「いのちの教育グランドデザイン」に基づき、骨髄バンクや造血幹細胞移植、生命誕生等「いのちの大切さ」を実感できる学習に全小中学校で取り組みます。そして、自分や他人のいのちを大切にするために、自ら考え行動しようとする意識の高揚を図ります。

◆音楽教育の推進

合唱や合奏などの活動で互いに認め、助け合いながら真剣に取り組むことを通じ、人との望ましい関わり方を学び、児童生徒の情操教育の充実を目指します。草加市小・中学校音楽祭や埼玉県小・中学校音楽会南部南地区大会、全小学校でプロの演奏を直接聴く学校コンサートを支援し、豊かな感性を育てます。

◆自然と触れ合う体験活動の推進

児童生徒一人ひとりが自然の恵みや美しさに触れる体験を通し、豊かな感性を育みます。学校生活では得難い自然の中での仲間との触れ合いを通じ、よりよい人間関係を築き、心豊かな児童生徒の育成を目指します。ゆとりあるプログラムをつくり、生物の多様性や自然環境の保全の大切さに気付かせるとともに、児童生徒の自主性を伸ばす活動や問題解決型学習を進めます。

◆読書活動の推進

各校で心豊かな児童生徒を育成できるように、草加市子ども読書活動推進計画を基に読書活動を推進します。また、読書活動推進プラン委嘱研究校を中心に、ビブリオバトル等の読書への関心を高める取組を実施し、効果的な取組を全校で共有し、心豊かな児童生徒を育てます。

◆生徒指導の充実

校内指導体制を確立し、児童生徒一人ひとりに対する理解に基づいたきめ細かな生徒指導を推進するために、管理職のリーダーシップの下、教職員相互の信頼・協力・共通理解・共通行動による生徒指導を推進します。また、家庭との連携を図り、学校・家庭・地域と警察などの関係機関が一体となった指導を行い、一貫した生徒指導に当たります。さらに、学校警察連絡協議会等の会議や研修を充実させ、学級集団アセスメント検査[●]や臨床心理士の巡回相談、全中学生に導入した匿名報告・相談アプリ「STOP it」[●]等を通して、いじめや不登校、暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

本市の「学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」や各校の「いじめ防止学校基本方針」を指針として、より一層、いじめの未然防止、早期発見に努めていきます。「いじめ撲滅サミット[●]」を開催し、児童生徒の代表による自校の取組発表や意見交換、演劇などを通して、自分たちの力でいじめを撲滅しようとする心情や態度を育てます。

草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例の規定により、いじめ防止対策のために草加市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査対策委員会等を必要に応じて開催します。

施策１－４ たくましく生きる「草加っ子」の育成

現状と課題

近年の新体力テスト^①の結果を見ると、本市の児童生徒の体力・運動能力^②は、ここ数年で少しずつ数値が上昇傾向にあり、体力向上が図られています。特に、平成３０年度（２０１８年度）の結果では、総合評価（新体力テスト^①の各種目の成績を項目別得点表に基づき点数化し、総合評価基準表に当てはめてＡからＥの５段階で総合評価するもの）ＡからＣの割合を見ると、小学校全体では県の目標である８０％を超え、中学校女子も全学年において目標の８５％を上回っています。しかしながら、県平均には達していない状態であり、改善すべき課題も見受けられます。

今後は、児童生徒を取り巻く実態を把握し、「健康・体力向上グランドデザイン」を基に、各校の「体力向上プラン」に基づき、健康の保持・増進及び体力・運動能力^②の更なる向上を図ることが必要です。

中学校部活動においては、個人・集団競技ともに様々な大会やコンクールなどで活躍が見られます。今後は、「草加市中学校部活動の方針」に沿った活動を基に、中学生のよりよい部活動の実践を図るための支援が必要となります。

学校給食は、小学校が自校直営調理方式、中学校が自校委託調理方式を採用し、安全でおいしい手作り給食を実施しています。給食費の取扱いに関しては、教職員の負担軽減の観点からも公会計化に向けた検討を行い、その導入に向けた準備を進めて行く必要があります。また、地産地消の推進については、地域の食育応援農家^③と学校が連携を図り、給食で使用する野菜を、市内の食育応援農家^③が学校へ納入しています。さらに、使用量を増やすためには、使用日と使用量を調整し、配送方法や時間を検討していく必要があります。食育の推進については、栄養教諭を中心とした学校栄養士が、朝食の在り方や摂取率を高める方策、好き嫌いを減らし栄養バランスのとれた食事の在り方、残菜を減らす献立や味付けの工夫をしています。各校の実態に即した課題を学校保健委員会等で話し合い、学校・家庭・地域が連携してより充実した食育を推進していく必要があります。

学校保健では、保護者の協力を得ながら、未就学児及び児童生徒のむし歯等の疾病における早期治療を促進し、むし歯治療率を引き上げる必要があります。さらに、児童生徒がむし歯にならないよう、歯磨きの仕方やむし歯予防の意識を高める必要があります。また、各種健康診断を通して、保健上必要な助言を行い、特に感染症対策について、感染予防及び感染拡大の防止を図る必要があります。

施策の方向

心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持・増進し、豊かな人生を送れるよう、力いっぱい運動し、しっかり食事をとり、ぐっすり睡眠をとる、健康でたくましい児童生徒の育成を目指します。そのために、幼保小中を一貫した教育●を推進する中で、草加市体力向上推進委員会と連携しながら、体力・運動能力●の向上に向けた取組を推進します。子どもたちが楽しみながら様々な動きを体験することにより運動が好きになり、運動の特性に応じた知識及び技能を身に付けることができ、その積み重ねにより、体力・運動能力●の向上を図ります。また、「草加市中学校部活動の方針」を基に、中学生のよりよい部活動の実践を図ります。

学校給食業務では、給食事業全体の収支を踏まえ、市内の地場産の食材、埼玉県内産の食材を積極的に活用するとともに、アレルギー対策などを講じ、安全でおいしい草加の給食を提供します。また、給食費の公会計化が円滑に推進できるように準備を進めます。

栄養教諭を中心とした家庭科や特別活動等の授業等で栄養バランスのとれた食事、朝食の摂取率を高めるだけでなく、どのような朝食を、どのような状況でとっているのかを意識させ食育の充実を図ります。

学校保健を充実し、健康でたくましい児童生徒の育成を図ります。

主な取組

◆「草加っ子の基礎・基本」の定着

「知・徳・体」のバランスのとれた取組を推進し、「草加っ子の基礎・基本●」のより一層の定着を図ります。「体」（健康・体力）における基礎・基本については、体育・保健体育の授業を改善し、更なる基礎・基本の徹底を図り、児童生徒の体力・運動能力●の向上を目指します。

◆体力向上プランの改善

「健康・体力向上グランドデザイン」に基づき、「草加っ子の基礎・基本●」の定着を図り、新体力テスト●の結果を分析・活用しながら、授業を核に全教育活動の中で体力・運動能力●を向上させる取組を積極的に推進します。その後、自校の課題種目を再度計測したり、授業での児童生徒の変容を観察したりして体力向上プランを見直し、検証を重ねながら体力・運動能力●の向上に向けた取組を進めます。

◆体育・保健体育の授業の改善

小・中学校体育連盟、草加市体力向上推進委員会と連携しながら、体育・保健体育授業研究会や各種研修会の充実を図り、教員の指導力を向上させ、体育・保健体育の授業改善を推進します。学習規律を確立させ、力いっぱい運動し、体の動かし方や運動の仕方を理解し、知識及び能力を身に付けさせる楽しい授業を実践することで、運動好きの児童生徒を育成します。また、授業の中で十分な運動量を確保し、日常的に運動しない児童生徒にも運動を習慣化させる取組や指導を行います。「幼保小中一貫教育標準カリキュラム」を活用し、小中学校間で連携した児童生徒の体力・運動能力●の向上を図ります。

◆運動の日常化の推進

日常的に運動に親しむため、草加市体力向上推進委員会で推奨している「草加っ子なわとび強化月間」を柱に、授業の充実を始め、業前運動や業間運動の取組、外遊びの奨励、相撲教室の取組など教育活動全体を通じて、体力・運動能力[●]の向上を図ります。また、土曜日等の教育活動も広く周知し、地域社会の中で運動する機会を増やし、健やかな体を育みます。

◆生活習慣の改善

生活習慣と体力には、深い関連があります。草加市体力向上推進委員会と連携しながら、各校における生活習慣に関する学習はもとより、幼保小中を一貫した教育[●]として「早寝早起き朝ごはん」「健康がんばりカード」「ノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホデー」などの取組を家庭と協力して、生活習慣の改善を図ります。

◆中学校部活動の推進

中学校部活動では、「草加市中学校部活動の方針」に基づき、生徒の心身の健康管理や活動中の事故防止など適切な指導を行い、よりよい部活動を実施します。また、生徒の競技・技能レベル向上のため、技術的な指導に従事する部活動指導員や技術指導の補助を行う部活動外部指導者の協力を得て、部活動の充実・発展を図ります。

◆学校給食の推進

直営方式の小学校、委託方式の中学校の学校給食業務を継続して実施し、学校給食業務の適正な運用を図るためコスト等を比較し、検討を行います。また、給食費の取り扱いに関する諸課題の解決を図るため、給食費の公会計化を進めます。

食材の地産地消については、食育応援農家[●]や地元の生産者と連携を深め、地場産の食材を積極的に給食に取り入れ、季節に応じた食材を味わうとともに新鮮な野菜を児童生徒に認識してもらうなど、地産地消の推進を図ります。

◆食育の推進

児童生徒の健やかな体づくりのため、家庭と連携を深め、朝食の摂取率を高めるだけでなく、献立の栄養バランスを考えたり、複数で食事をとることを楽しんだりすることで食事の質を高めます。

また、栄養教諭を中心とした学校栄養士が児童生徒自ら栄養バランスを意識した食事ができる食生活の推進を図ります。その際、栄養教諭が授業を行うだけでなく、学校栄養士や食育応援農家[●]など、地元の生産者の方々をゲストティーチャーとした授業展開を積極的に進めます。

◆学校保健の充実

就学時健康診断や各種の健康診断を実施するとともに、その結果に基づいた治療勧告等の保健上必要な助言を行い、児童生徒が健康でたくましく育つよう支援します。

また、健康体力づくり、学力向上の観点からも現在 75 % 前後のむし歯治療率を 90 % に引き上げるため、積極的に学校へ働きかけるとともに、保護者への啓発を行います。また、草加市学校保健会や埼玉県歯科医師会との連携をより一層深め、「フッ化物洗口[●]」や「歯磨き教室」の普及を図ります。

おいしい給食の時間



収穫体験



相撲大会



施策1-5 多様なニーズに対応した教育と支援の充実

現状と課題

本市では、児童生徒一人ひとりをかけがえのない存在として大切に思い、教育委員会や学校、関係機関が連携して、不登校問題に真摯に向き合ってきました。

しかし、児童生徒を取り巻く環境は、年々多様化・複雑化しており、不登校の理由も多岐にわたっています。そのような児童生徒一人ひとりの特性や背景に寄り添い、不登校問題を解消するためには、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援をより一層推進することが必要となります。そのために、教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー[●]などの学校への派遣や学校適応指導教室[●]の充実などが求められています。

また、本市では、これまで、ノーマライゼーションの理念に基づき、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム[●]の構築に向け、関係諸機関と連携し、個別的教育支援計画の普及を図り、多様な学びの場を設置するなど、長期的な視野に立ち、早期からの一貫した支援に努めてきました。

今後は、これまでの取組を更に推進するとともに、障害者の権利に関する条約の批准や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行を踏まえ、特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、より一層、家庭や医療、福祉などの関係機関との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した教育と支援の充実を図る必要があります。また、通常学級の中にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している現状を踏まえ、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内での支援体制を充実させる必要があります。さらに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた必要な支援及び適切な指導が図れるよう、特別支援学級、通級指導教室[●]の担当教員の育成及び通常学級に在籍する発達に課題があると思われる児童生徒への支援に向け、通常学級を含めた全教員の指導力の向上に取り組む必要があります。

就学援助の認定に当たっては、所得制限を基準にした認定を行い、透明性を確保しながら就学援助制度を運営してきました。令和元年度（2019年度）入学者から始めた、新入学児童生徒に対する入学準備金の事前支給を継続し、経済的な格差に影響を受けることなく、子どもたちがその能力に応じて等しく教育を受けられるような取組を推進することが求められています。今後は、国が示している未支給の項目について検討を進めていく必要があります。

入学準備金、奨学資金貸付制度は、より利用しやすい貸付制度の在り方について検討を進めるとともに、貸付金の滞納者への対策を強化することが必要となります。

施策の方向

児童生徒の不登校などに対応するため、様々な教育相談活動を推進するとともに、スクールソーシャルワーカー^⑤や学校支援指導員などの派遣を通じ、学校や関係諸機関と連携を深めることで、一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな支援の充実を図ります。さらに、学校適応指導教室^⑥の活動を充実させるとともに、学校との連携を深めることで、児童生徒の自立と学校生活への適応を支援できるような環境づくりを推進します。

特別な配慮を要する児童生徒の多様化する教育的ニーズに対応し、一人ひとりのよさや可能性を最大限に発揮できるよう、適切な情報提供を行い、丁寧な相談活動を推進するとともに、十分な環境整備や支援体制を構築していきます。更には、医療・福祉などの関係機関との連携や、特別支援学校が担うセンター的機能^⑦を活用し、埼玉県立草加かがやき特別支援学校^⑧等との連携に取り組み、個に応じた特別な教育支援の充実を図ります。

また、ノーマライゼーションの理念に基づき、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^⑨の構築に向け、特別支援学級、通級指導教室^⑩の担当教員の育成及び通常学級に在籍する発達に課題があると思われる児童生徒への支援に向け、通常学級を含めた全教員の指導力の向上に取り組むとともに、埼玉県立草加かがやき特別支援学校^⑧や埼玉県立越谷特別支援学校等との支援籍^⑪学習を推進します。

就学援助制度については、国や県及び他市町の動向を確認しながら、所得制限を基準にした認定を行い、透明性を確保しながら運営を進めます。また、入学前準備金を含め就学援助制度について、就学时健康診断や入学説明会等の様々な機会と同制度の周知を図ります。中学校の部活動費等については、他市町の動向や支給方法等について検討を進めていきます。

入学準備金、奨学資金貸付制度については、他自治体の動向などを踏まえ、より利用しやすい貸付制度の検討を進めます。また、入学準備金及び奨学資金の滞納対策が急務であることから、滞納解消に向けた法的措置等の具体的な取組を実施します。

主な取組

◆教育相談の充実

電話、面談、訪問支援などによる教育相談を通じて、児童生徒が抱える諸問題に対する支援に取り組み、適切な助言を行います。また、特別支援教育支援員^⑫、さわやか相談員^⑬、スクールカウンセラーの学校への配置、学校支援指導員・スクールソーシャルワーカー^⑭、臨床心理士などの学校への派遣を積極的に推進し、児童生徒の発達の課題や、不登校、虐待が疑われるケースなどに対して、関係諸機関との連携の下、児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。さらに、不登校児童生徒の居場所の確保及び学校復帰への支援の場として、学校適応指導教室^⑮における体験活動の充実や、夏季休業中の開設などを推進します。

◆特別支援教育の充実

相談者に寄り添い、適切な情報提供を行い、丁寧な相談活動を推進します。

また、関係諸機関との連携の下、早期からの教育相談、就学支援、就学後の個に応じた支援等を一貫して行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、児童生徒が可能性を最大限に発揮できる環境整備、支援体制を構築させることで、児童生徒一人ひとりの自立と社会参加に向けた支援を継続的に行います。

そのために、草加市障害児就学支援委員会、就学相談、就学予定児及び保護者を対象としたことばの相談会などを実施します。

また、必要に応じて障がい種別の特別支援学級を設置するとともに、特別支援教育支援員●の効果的な配置を進め、特別支援学級等の支援体制の整備、充実を図るとともに、特別支援学級及び通級指導教室●担当者の人材の確保、特別支援学級等の担当教員の育成及び指導力の向上に努めます。

さらに、特別支援教育指導員、巡回相談員を各校へ派遣し、児童生徒への必要な支援及び適切な指導を行うことができるよう、各校の教員への指導・助言を行います。また、特別支援教室児童担当指導員を小学校に派遣し、通常学級に在籍し、発達に課題があると思われる児童の困り感の解消や、自己肯定感●の向上に向け、児童の特別な教育的ニーズに合った、直接的な支援を行います。

加えて、インクルーシブ教育システム●の構築に向け、通常学級、特別支援学級及び通級指導教室担当者の育成と、全教員の特別支援教育●に係る指導力向上、校内支援体制の整備の充実に向けた、各種研修会を充実させます。

◆特別支援教育の就学奨励費の補助

教育の機会均等の趣旨にのっとり、小中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定された障がいの程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費についての補助を行います。

◆埼玉県立草加かがやき特別支援学校等との連携

埼玉県立草加かがやき特別支援学校●や埼玉県立越谷特別支援学校等と連携し、巡回相談や各校の研修会等に、特別支援学校が担うセンター的機能●を活用することで、教員の指導力の向上を図るとともに、インクルーシブ教育システム●の構築に向け、支援籍●学習を推進することで、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流を充実させ、心のバリアフリーを育んでいきます。

◆一人ひとりに応じた就学援助の充実

経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、申請に基づき就学援助の認定を適正に実施します。そのために、就学時健康診断や入学説明会だけでなく、入学時や転入時の保護者への周知、さらに教育委員会のホームページへの記載等により様々な機会を通じて周知を図ります。

◆入学準備金及び奨学資金貸付制度の見直し

他自治体の動向などを踏まえ、より利用しやすい入学準備金及び奨学資金貸付制度の検討を進めます。

◆貸付金の滞納解消に向けた取組

滞納者に対し、文書督促及び電話催告、自宅訪問や個別相談を実施するとともに、長期滞納者に対しては、滞納の解消に向けた取組を強化します。



施策1-6 「草加っ子」の学びを支える指導力の向上

現状と課題

本市では、指導訪問や市委嘱研究、要請訪問等で「指導の基」を活用し、「草加っ子の学びを支える授業の5か条」の徹底や授業づくりのポイントを指導し、教職員一人ひとりの指導力の向上を図ってきました。また、埼玉県で行う年次研修に加え、市主催の新採用教員研修、3年次教員研修、5年経験者研修、キャリア・アップ研修、臨時的任用教員・任期付教員研修など、キャリア段階に応じた研修を実施し、経験豊かな教員の指導技術を伝承することを主眼に若手教員の指導力の向上に取り組んできました。

今後、児童生徒がこれからの時代を見据えた学力を始めとする資質・能力を身に付けられるよう、教員の指導力の更なる向上が必要となります。

さらに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒も含め、全ての児童生徒が授業に取り組みやすくするために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の改善を進めることも求められています。

多様化する相談内容に対応できるように、さわやか相談員の研修などを行ってきました。また、特別支援学級や通級指導教室などの担当教員の育成及び全教職員の特別支援教育に係る理解と指導力の向上に係る研修に取り組んできました。

今後も、児童生徒一人ひとりの状況や教育的ニーズに応じた支援を行うために、教育相談や特別支援教育に関わる研修を充実させ、より適切な支援ができるようにしていく必要があります。

次代を担う子どもたちを育むためには、教職員一人ひとりが学校での仕事と自己の生活とのバランスがとれた働き方をし、心身ともに健康で、意欲を持って子どもたちと向き合うことが大切です。業務の多忙化から、在校時間が長期間傾向になったり、精神的な負担感を抱えたりする教職員も少なくないことから、管理職が教職員の在校時間を把握し、リーダーシップを発揮して相談体制や指導体制を構築し、組織的に課題に取り組む体制づくりを進めるなど、適切な学校運営マネジメントを行い、職場全体における働き方改革を進めることが求められています。

施策の方向

市委嘱研究を計画的に進めるとともに、指導訪問や要請訪問等において適切な指導・支援を行い、教員の指導力の向上を図ります。また、教員研修においても、指導技術を高める内容に重点を置き、指導力のある教員を育成します。

さらに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒も含め、全ての児童生徒が授業に取り組みやすくするために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の改善を進めます。

児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、学校だけでは解決が難しくなっている不登校対応等についての研修を充実させていきます。また、特別支援学級や通級指導教室の担当者に対する研修を充実させるとともに、通常学級に在籍している障がいがあると思われる児童生徒を適切に支援するための研修を充実させていきます。

教職員の業務の合理化・効率化を図り、一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保できる環境づくりを進めます。

主な取組

◆「草加っ子の学びを支える授業の5か条」の徹底

草加っ子に「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を身に付けさせるため、「指導の基」を活用し、本市の全ての教員に「草加っ子の学びを支える授業の5か条」を徹底させ、指導力の向上を図ります。

◆指導訪問の充実

全教員の授業を参観し、「指導の基」を用いて「草加っ子の基礎・基本」や「草加っ子の学びを支える授業の5か条」の徹底を図ります。また、教科領域別の授業づくりのポイントや「主体的・対話的で深い学び」の視点で授業改善の在り方などを指導し、教員の指導力の向上を図ります。

◆教職員研修の充実

教職員の指導力向上のため、教職員のライフステージに応じた研修の充実に取り組みます。教職員の専門性を高め、日々の教育活動にいかすために、市独自の研修として新採用教員研修や3年次教員研修、5年経験者研修、キャリア・アップ研修、臨時的任用教員・任期付教員研修の充実に取り組みます。また、管理職の管理・指導力向上のため、市独自で校長研修会、教頭研修会を実施し、さらに、各教科・領域の指導技術を高めるための研修の充実にも取り組みます。

◆市委嘱研究の充実

委嘱校には取り組むべき課題や内容（主体的・対話的で深い学び、特別の教科 道徳、プログラミング教育等）をより明確にして研究を進めていただくことで、効果的な方策を市内各校へ広げ、日々の教育活動にいかします。また、その成果を次の委嘱校に着実に引き継ぎ、深化させていきます。

学力向上推進校には、学力向上プランを始め授業の工夫改善に関する指導助言や、学力向上推進補助員を配置して児童生徒の学習支援を行います。

◆ICTの整備と活用（再掲） ＊元は3－2に掲載

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTを活用できる環境を整備していきます。また、授業の中でICTを積極的に活用して、タブレット型パソコンで資料を提示しながらの個別指導、児童生徒が撮影した動画や収集した資料を基にした授業づくり等を行います。また、ICTの活用を図りながらプログラミング教育を推進し、プログラミング的思考を身に付けさせるとともに、授業の工夫改善を通して、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。ICT支援員を配置し、その活用の充実を図ります。また、ICT研修を充実させ、授業で効果的に活用できるよう教員の指導力の向上を図ります。

◆ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・環境づくりの充実

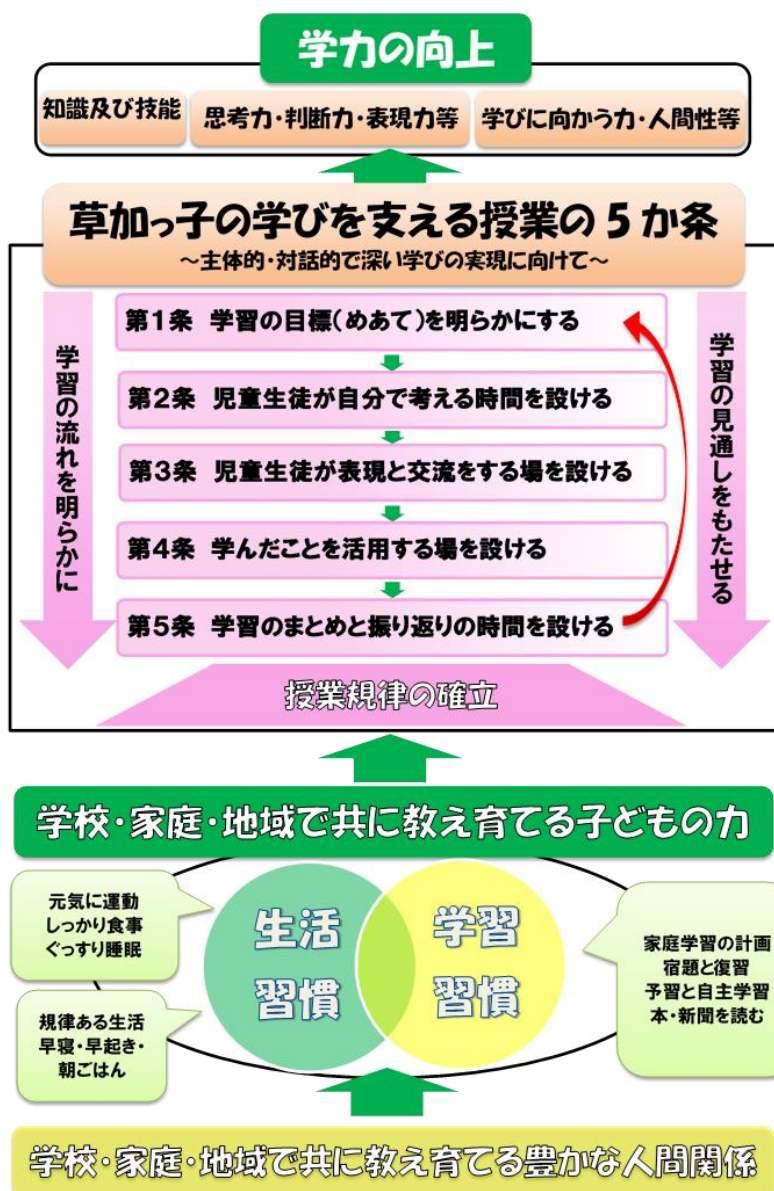
通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒も含め、児童生徒が取り組みやすい授業を行うために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れる方策について研修会を実施します。そして、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業となるよう授業改善を推進します。併せて、各校の実情に合わせ、ユニバーサルデザインの視点を含めた児童生徒の落ち着いた学習環境づくりを進めます。

◆教育相談及び特別支援教育に係る研修の充実

さわやか相談員^①の研修内容を充実させるとともに、不登校対策などに係る研修を充実させていくことで、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援ができるようにします。また、インクルーシブ教育システム^②の推進に向けた研修、特別支援教育担当者育成研修、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援教育支援員研修などを充実させることにより、全教員の特別支援教育^③に関する理解と指導力の向上を図ります。

◆教職員の働き方改革

各校で作成した働き方改革基本方針に基づいた教職員の意識改革を図る校内研修会を支援する等、教職員の働き方を見直し、「草加市小中学校における働き方改革基本方針」を推進します。ＩＣカードによる勤務時間の実態を把握し、教職員の業務量の適切な管理を行い、在校等時間の超過勤務が「一月について４５時間、一年について３６０時間」を超えた教職員の割合０％を目指して取り組みます。



学力向上対策研修会



市委嘱研究発表



学校・家庭・地域の連携・協働の推進

施策2-1 地域とともにある学校づくりの推進

現状と課題

少子高齢化や情報化の進展により、子どもたちを取り巻く環境が変化し、学校が抱える課題が複雑化・多様化してきています。次代を担う子どもたちの豊かな成長のためには、これまで以上に、学校・家庭・地域との連携・協働が求められています。そのためにも、市内全小中学校が学校運営協議会^①を設置し、学校と地域が目標を共有し、地域とともにある学校づくりを推進していく必要があります。

本市では、これまで、学校経営の充実を図るため、保護者や地域の教育力を活用した学校応援団^②の整備を進めてきました。学校応援団^②の活動は、学校の学習活動・環境整備・安全安心の確保・部活動等の支援で成果を上げてきました。また、放課後や土曜日等における児童生徒の学習活動や体験活動を充実させるため、市内の活動団体の紹介や子ども大学そうか^③、公民館の講座、町会での催し案内などを掲載したパンフレットを作成し、周知してきました。

今後も、学校応援団^②の活動や地域の教育活動を更に充実させていくためには、多くの人材を確保することや地域の特色をいかした多様な体験活動を実施していくことが必要となります。

将来の草加を担う人材を育成するためには、学校教育を通して子どもたちがふるさと草加について理解を深め、愛着や誇りを持つようになることが重要です。そのため、「草加市幼保小中一貫教育標準カリキュラム」の中で、総合的な学習の時間等にふるさと草加学習を位置付け、各校で実践できるよう支援してきました。さらに、教員が子どもたちを指導する際の参考となるよう、冊子『学ぼう！ふるさと草加』を作成し、各校に配布してきました。

今後も、本市に対する理解を深め、愛着や誇りを持ち、将来にわたって地域を大切にする機運を醸成するため、本市の歴史や文化にふれることができる体験学習等を幼保小中で計画的・系統的に実施していく必要があります。

学校経営を円滑に行うためには、管理職のリーダーシップ及び自ら考え主体的に行動できる中堅教員の育成が急務となっています。

若手教員及び欠員補充、各種代員等による臨時的任用教員が増加している現状を踏まえ、教職員の年齢、男女比や資質等を加味しながら、各校の課題解決と教育の重点に直結する効果的かつ計画的な配置に努める必要があります。

学校評価^④では、成果と課題を明確に示すとともに評価項目の見直し等を行い、次年度以降にいかすことができるような評価方法となるよう、検討を続けていく必要があります。

施策の方向

よりよい学校運営や、子どもたちの学びや体験活動の充実等のために必要な支援に関する協議を学校運営協議会^①で行い、地域とともにある学校づくりを推進します。また、学校運営協議会^①と学校を支援する組織である学校応援団^②が両輪となり、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

学校応援団^②の活動を通じ、学校が積極的に家庭や地域に働きかけ、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

学校を含めた地域社会の中で、土曜日や放課後などにおける子どもたちの学習活動や体験活動の充実を図るなど、地域との交流・連携をいかした取組を進めるとともに、交流・連携しやすい環境づくりを推進し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動に取り組みます。

豊かな地域資源を活用し、草加の歴史や文化に触れることができる体験学習等を計画的・系統的に進め、草加に愛着や誇りを持てるよう、ふるさと草加学習の充実を図ります。

主な取組

◆学校運営協議会の充実

市内全小中学校に学校運営協議会^①を設置し、コミュニティ・スクール^③として地域とともにある学校づくりを推進します。校長の示す経営方針を承認するとともに、児童生徒の体験活動の充実や多様な教育活動の支援に努めます。

そのため、学校運営協議会委員の方々や関係者を対象とした研修会を開催するとともに、学校運営協議会^①ごとの活動状況を共有できるようにします。

◆学校応援団の充実

学校応援団^②の活動の充実を図るため、学校応援団連絡協議会を開催し、各校での応援団の取組の成果や課題について情報交換するとともに、研修を実施し、各校での活動の充実及び発展を図ります。

各校の学校応援団登録者名簿を作成し、草加市市民活動災害補償制度が活用できるように体制を整えとともに、学校とボランティアとの連絡及び調整を支援し、小中学校と地域の連携の充実を図ります。

◆児童生徒の安全管理の充実

児童生徒の安全安心を確保するため、埼玉県教育委員会から委嘱されたスクールガード・リーダー^④を引き続き全小中学校に配置します。学校内外の安全点検や登下校時の安全パトロールを始め、防犯教室や地域安全マップづくりなど学校における安全管理対策への参加や不審者・危険箇所・子ども避難所^⑤等に関する学校との情報共有を行うなど、児童生徒の安全安心を確保するための活動の充実に努めます。

また、登下校等の安全確保のための子ども避難所^⑤には、避難所協力者に事故があったときに補償できる保険に加入します。

◆部活動指導員・部活動外部指導者の派遣

学校長が推薦し教育委員会が承認した、技術的な指導に従事する部活動指導員や技術指導の補助を行う部活動外部指導者を中学校に派遣し、部活動を支援します。

◆学校・家庭・地域が一体となった防災教育の推進

地震や台風、突風、竜巻などの自然災害に適切に対応するため、避難所となる学校は、発達段階に応じた防災に関する教育を実施するとともに、家庭・地域と一体となって防災訓練等に取り組むなど、児童生徒の命を守る防災教育を推進します。

◆ふるさと草加学習の推進

子どもたちが、草加についての理解を深めて愛着や誇りを持てるよう、「草加市幼保小中一貫教育標準カリキュラム」にふるさと草加学習を位置付け、各校で実践できるよう支援します。

ふるさと草加学習を行う際の参考資料である冊子『学ぼう！ふるさと草加』を、教員の声を反映させながら随時改定し、使用しやすいものにしていきます。

また、研修会等で、教員にふるさと草加学習の好指導例を周知するとともに、指導訪問などを通じ、より充実したふるさと草加学習とします。

◆土曜日等の教育活動の充実

土曜授業等を含め望ましい土曜日等の教育活動について、地域人材を積極的に活用した授業の実施を始め、家庭・地域と、一体となった教育活動を推進します。

また、市内のスポーツ少年団を始め、活動団体の紹介や公民館・歴史民俗資料館等の様々な催しの案内など、児童生徒の学習活動や体験活動の場について周知します。

◆学校経営の充実

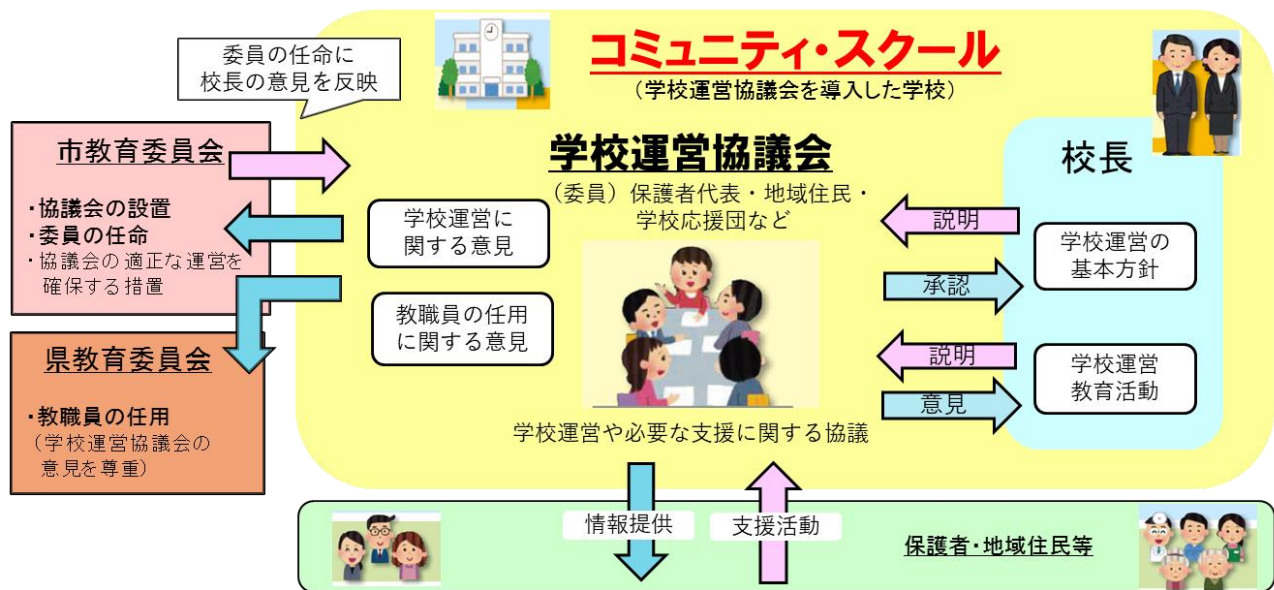
年間12回の校長会議や年間5回の教頭会議に加えて、新任校長研修会及び新任教頭研修会を通して、教職員に対して的確な指導ができ、リーダーシップを発揮できる管理職の育成を図ります。また、ミドルリーダーとなるべく採用から10年前後の中堅教員に対する指導を充実させ、今後、管理職を担うべき教職員が学校経営に積極的に参画する取組を推進します。

◆学校評価制度の活用

学校評価^①を全校で実施し、前年度からの課題に対する対応策を示すとともに、評価内容の精選を行い、学校の取組等について改善も図り、より質の高い学校教育を推進します。

◆小中学校通学区域審議会の開催

計画的に審議会を開催し、草加市立小中学校の望ましい通学区域の在り方についての見直しを進めます。



『学ぼう！ふるさと草加』



施策 2-2 家庭教育への支援

現状と課題

本市では、平成 24 年度（2012 年度）に、「生きる力」が育まれた中学校卒業時の子どもの姿を目指す「草加っ子」（15 歳の姿）と定め、その目指すべき姿を、園・学校・家庭・地域で共有し、一体となって子どもの育ちを支える取組を支援してきました。同時に、家庭教育の一層の充実に資する取組として、「親の学習」講座の実施と、講座の講師となる埼玉県家庭教育アドバイザーの養成と育成に努めてきました。更には、子育て講演会の拡充と、子育てに関する保護者向けリーフレットの作成・配布や、円滑な就学を支援するための「家庭・学校連携シート」の活用促進などに取り組んできました。

これらの取組では、「親の学習」講座や子育て講演会の参加者の多くから「家庭教育の重要性について認識することができた。」という評価を得るなど、家庭や地域の教育参画への意識が高まっている様子が見られるようになりました。

現在、市内全ての中学校区において、幼保小中を一貫した教育が実施されていますが、今後も幼保小中を一貫した教育の実効性を高めるため、家庭教育への支援の拡充が求められます。また、子育てに関する他部局との緊密な連携を図るなど、子どもの育ちに関する不安の軽減、子育てに関して親同士がコミュニケーションをとるきっかけになるよう、取組内容の充実を図っていく必要があります。

施策の方向

目指す「草加っ子」（15 歳の姿）の実現に向け、家庭への周知と子どもへの関わり方、子育てに関する知識等を情報提供するなど、家庭教育の充実を図ります。

「親の学習」講座については、講師となる埼玉県家庭教育アドバイザーに対し、子ども教育連携推進に関する理念の浸透を図ることで、講師の質の向上と育成に努めるとともに、保護者向けに配布しているリーフレットを十分に活用しながら実施することで、講座の内容を一層充実させます。

主な取組

◆「親の学習」講座及び子育て講演会の開催

「親の学習」講座や子育て講演会の開催を通じて、子育てに関する知識を学ぶとともに、親同士が子育てについて意見交換する機会をつくり、子育てに関する悩みや不安の軽減につなげることで、家庭教育が一層充実するよう支援します。

◆子育てリーフレット及び家庭・学校連携シートの配布

子育てに関する有益な情報をリーフレット等により発信し、家庭教育が一層充実するよう支援します。

また、就学期の子どもを持つ家庭が不安や悩みを小学校に伝え、家庭と小学校が連携して子どもの円滑な就学に取り組めるよう、家庭・学校連携シートを配布します。

◆児童生徒の効果的な学習時間の確保（再掲） ＊元は1－2に掲載

授業規律を確立し、日々の授業を工夫改善するとともに、児童生徒が計算や漢字、読書、英語学習を繰り返しできる時間や場を設定して取り組みます。さらに、草加寺子屋（土曜学習）❶、放課後学習を開催し、学習機会を提供します。また、幼保小中を一貫した教育❶を推進する中で、児童生徒の発達段階や各中学校区の実態に応じて、予習・授業・復習の学習サイクルを身に付けさせられるよう、保護者と連携しながら家庭学習の充実を図ります。

◆生活習慣の改善（再掲） ＊元は1－4に掲載

生活習慣と体力には、深い関連があります。草加市体力向上推進委員会と連携しながら、各校における生活習慣に関する学習はもとより、幼保小中を一貫した教育❶として「早寝早起朝ごはん」「健康がんばりカード」「ノーテレビ・ノーゲーム・ノースマホデー」などの取組を家庭と協力して、生活習慣の改善を図ります。

◆食育の推進（再掲） ＊元は1－4に掲載

児童生徒の健やかな体づくりのため、家庭と連携を深め、朝食の摂取率を高めるだけでなく、献立の栄養バランスを考えたり、複数で食事をとることを楽しんだりすることで食事の質を高めます。

また、栄養教諭を中心とした学校栄養士が児童生徒自ら栄養バランスを意識した食事ができる食生活の推進を図ります。その際、栄養教諭が授業を行うだけでなく、学校栄養士や食育応援農家❶など、地元の生産者の方々をゲストティーチャーとした授業展開を積極的に進めます。

◆学校保健の充実（再掲） ＊元は1－4に掲載

就学時健康診断や各種の健康診断を実施するとともに、その結果に基づいた治療勧告等の保健上必要な助言を行い、児童生徒が健康でたくましく育つよう支援します。

また、健康体力づくり、学力向上の観点からも現在75％前後のむし歯治療率を90％に引き上げるため、積極的に学校へ働きかけるとともに、保護者への啓発を行います。また、草加市学校保健会や埼玉県歯科医師会との連携をより一層深め、「フッ化物洗口❶」や「歯磨き教室」の普及を図ります。

「親の学習」講座



家庭・学校連携シート



教育環境の整備・充実

施策3-1 安全安心な学校教育施設の整備・充実

現状と課題

子どもたちの安全安心な教育環境を整備するため、これまで校舎の耐震化や屋内運動場の非構造部材の耐震化、トイレ改修、防犯カメラの整備等を進めてきました。

今後も、安全安心な教育環境の整備を効果的・効率的に実施していく必要があります。また、近年、社会問題となっている夏の猛暑対策として、特別教室や給食室等へエアコンを設置していく必要があります。さらに、学校施設は、災害時の避難所としての指定を受けていることから、関係部局との連携を図り、防災機能の向上に取り組む必要もあります。その他、照明器具のLED化や学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の策定等を順次進めていく必要があります。

奥日光自然の家は、小中学生が自然教室を実施している施設で、一人ひとりの児童生徒が自然の恵みや美しさに触れる体験を通し、豊かな感性を育みます。また、一般の方の利用については、健康増進施設として利用されております。しかしながら、建設から約50年が経過していることから、老朽化が著しく、毎年修繕を実施しながら維持管理を行っている現状があります。そのため、草加市公共施設等総合管理計画を踏まえ、当面、現有施設の改修などを行いながら維持管理運営に取り組むとともに、今後の施設の在り方について検討していく必要があります。

施策の方向

草加市公共施設等総合管理計画、草加市学校施設整備基本方針及び学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、校舎等の大規模改修・トイレ環境の改善等、安全安心な教育環境の整備を環境に配慮しながら効果的・効率的に進めます。

学校施設は、災害時の避難所としての指定を受けていることから、関係部局との連携を図り、防災機能の向上に取り組みます。

奥日光自然の家は、施設の老朽化が著しいことから、草加市公共施設等総合管理計画を踏まえ、当面、現有施設の改修などを行いながら維持管理や運営に取り組むとともに、今後の施設の在り方についての検討を進めます。

主な取組

◆ 学校施設の維持管理

施設の老朽化、不具合等について、計画的な修繕及び工事の実施及び業務委託による施設の設備機器等の管理を行います。学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、校舎等の大規模改修、トイレ環境の改善及び校舎屋上防水の改修等、学校施設の整備を計画的に行います。

◆ 屋内運動場へのエアコン導入

地域の避難所となっている小中学校の屋内運動場について、災害対策上の観点からエアコン等を設置し防災機能の向上を図ります。

◆ 校舎等の大規模改修等

トイレ環境改善のための整備及び校舎屋上防水等の改修を計画的に行います。

◆ 自然の家の管理・運営

施設の在り方についての検討を進めるとともに、必要に応じた施設の修繕等を行います。

◆ 共管理備品の整備

校内放送機器、特別教室備品及び屋内運動場用備品を中心に、順次備品の更新整備を実施します。

校舎等の大規模改修等



施策3-2 学習環境の整備・充実

現状と課題

本市ではこれまで、学習指導要領の学習内容を着実に身に付けられる授業を行うため、効果的な教材教具を整備してきました。特に、情報教育機器については、プロジェクター設置型ホワイトボードやタブレット型パソコン等の整備を進め、デジタル教科書やインターネットで資料を提示したり、児童生徒が撮影した動画を基に考えを深めたりと、それらを活用した学習が行える環境づくりを進めてきました。

今後、プログラミング教育^②を始め、学習指導要領の趣旨を踏まえたＩＣＴ^①を活用した授業実践のための情報教育機器を充実させていくことが必要となります。

学校図書は、国が定める学校図書館図書標準^③に対し、各校の充足率１００％以上を維持しつつ、一層の充実を図るとともに、草加市子ども読書活動推進計画に基づいた環境整備を積極的に行い、本好きな子どもを育成するための学校図書館づくりをする必要があります。

学校配当予算については、事業ごとに分かれていた予算を一元化し、特色ある学校経営を進めることが可能となっていることから、各校の特性や地域性をいかした学校づくりを充実させる必要があります。

施策の方向

学習指導要領を踏まえ、児童生徒が学習内容を確実に身に付けられるよう、必要な教材教具の整備を進めます。特に、情報教育機器については、コンピュータを始めとする情報機器や情報ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、それらを適切に活用したプログラミング教育^②を含めた学習活動の充実を図ります。また、学校図書館の蔵書及び環境も充実させます。

特色ある学校経営の推進に向け、各校の教育目標の達成を目指し、積極的な活動ができるように教育環境や学習環境の整備を行い、各校の主体的な取組を支援します。

主な取組

◆ＩＣＴの整備と活用

「主体的・対話的で深い学び^④」の実現に向け、ＩＣＴ^①を活用できる環境を整備していきます。また、授業の中でＩＣＴ^①を積極的に活用して、タブレット型パソコンで資料を提示しながらの個別指導、児童生徒が撮影した動画や収集した資料を基にした授業づくり等を行います。また、ＩＣＴ^①の活用を図りながらプログラミング教育^②を推進し、プログラミング的思考を身に付けさせるとともに、授業の工夫改善を通して、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。ＩＣＴ支援員を配置し、その活用の充実を図ります。また、ＩＣＴ研修を充実させ、授業で効果的に活用できるよう教員の指導力の向上を図ります。

◆教材教具の整備

授業を充実させるために、教材教具の整備を充実させます。そして、より深い教材研究を行いながら児童生徒の学習環境を整え、日々の授業を工夫改善し、児童生徒の学力向上を図ります。

◆学校図書館教育の充実（再掲） ＊元は1－2に掲載

草加市子ども読書活動推進計画に基づき、児童生徒の読書に対する関心を高め、読書活動を推進します。また、学校図書館の蔵書内容や老朽化した図書の更新を考慮し、国が定める学校図書館図書標準^①の充足率100%以上を維持するとともに、設備備品の更新を図りながら、快適な学校図書館づくりに努めます。

◆特色ある学校経営を推進するための予算の充実

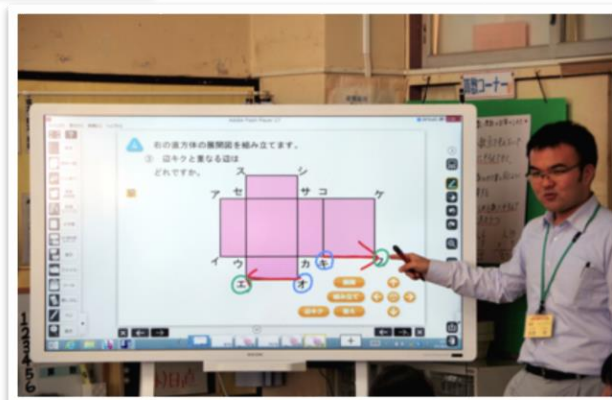
必要な学習環境を整備し、その主体的な取組を支援することで、各校の特色がより反映できるよう、学校配当予算の充実に努めます。

また、学校事務職員等が適正な予算執行、会計処理が行えるよう、学校事務職員等に対する研修を継続していきます。

◆ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業・環境づくりの充実（再掲）

＊元は1－6に掲載

通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒も含め、児童生徒が取り組みやすい授業を行うために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れる方策について研修会を実施します。そして、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業となるよう授業改善を推進します。併せて、各校の実情に合わせ、ユニバーサルデザインの視点を含めた児童生徒の落ち着いた学習環境づくりを進めます。



学びの成果が発揮される生涯学習の推進

施策4-1 生涯を通した多様な学習機会の充実

現状と課題

超高齢社会^①の到来により、自らの人生を模索する人が増えるなど、生涯学習の役割が大きくなってきています。これに伴い、誰もが生涯にわたり、あらゆる場所で、あらゆる機会に学ぶことができ、その学習成果をいかすことができる生涯学習社会の進展が強く求められています。

本市では、生涯学習の推進に当たり、体制づくりや幅広い分野における学びの提供などに取り組んできました。

今後も、主体的な学びを求める人が充実した時間を過ごすことができるよう、引き続き、学習情報や魅力ある学びの提供が必要となります。また、「きっかけがない」ことを理由にして生涯学習活動に踏み出せない人も多いことから、学びのきっかけづくりのための取組も必要となります。

一方、生涯学習を行う人の中には、知識や技術の向上だけでなく、仲間を見付け、親睦を深めることを目的とする人もおり、生涯学習には人と人とを結びつける側面があります。また、学びを通して地域や社会が抱える問題に関心を持ち、問題解決に向けた活動をする人も出てきています。

学びを通して絆を結ぶことで地域を支える人材が生まれ、こうした人々が地域の活性化につながる活動を進めることができるよう、学びの成果がまちづくりにつながる仕組みづくりが重要となっています。

施策の方向

学びのきっかけづくりとして、市内にある学習情報を集約化した生涯学習情報提供サイト^②「マイ・ステージ」の充実と普及に努めます。また、生涯学習指導者バンク制度^③の周知と活用を進めることで、気軽に学習を始める体制を整えます。

大学、NPO法人、民間企業などと連携し、そうか市民大学^④や子ども大学そうか^⑤の内容の充実に努め、市民の高度で多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供します。

学習の成果を地域づくりにつなげるため、社会教育関係団体への活動支援や新成人のつどいなどの機会を活用します。

学びを通して得た絆をいかし、地域を支える人材の育成を目指します。

主な取組

◆学びのきっかけづくり

誰もが気軽に生涯学習を始めることができるようにするため、生涯学習指導者バンク制度^①を活用した生涯学習体験講座の充実を図ります。

また、市のホームページや生涯学習情報提供サイト^②「マイ・ステージ」を使ったインターネットによる情報提供、サークル紹介冊子や広報折り込み生涯学習情報紙といった印刷物による情報提供の双方を活用して、学びたい人に必要な情報を届けることができるよう取組を進めます。

◆学びの充実とネットワークづくり

学びをより充実させるために、多様で専門的な講座を実施します。獨協大学や上野学園大学短期大学部、NPO法人や民間企業等と連携し、大学公開講座やそうか市民大学^③など内容を深めた学びの機会を提供するとともに、魅力的な講座を実施することができる講師を確保するため、近隣市町村や様々な学習主体と連携し、情報共有や人材の発掘に努めます。

また、子ども大学そうか^④では、普段通っている小学校ではなく、大学などの場で学ぶことにより、地域で子どもを育む仕組みを整備し、子どもたちの知的好奇心に応えられるよう内容の充実を図ります。

◆学びの成果をいかす人づくり

学びを通して得た知識や技術を発表する場を提供することにより、学びの成果の活用を図ります。

サークルや平成塾^⑤など地域で活動する団体を支援することにより、地域を支える団体の活動基盤の強化を図ります。

また、新成人のつどいについて運営方法等を検討するとともに、若い世代が地域に関心を持つ機会となるよう努めます。

子ども大学そうか



そうか市民大学



施策4-2 公民館・文化センターの整備と生涯学習環境の充実

現状と課題

公民館・文化センターの整備については、必要に応じて修繕等を行ってきましたが、今後も市民が安全で快適に利用できるようにするため、適切な修繕・改修工事を計画的に実施していく必要があります。特に、中央公民館及び川柳文化センターについては、施設の経年劣化が進んでおり、その対応について検討が必要となっています。

また、各公民館・文化センターの設備や備品等についても、利用者が安全で快適に利用できるよう定期的な買い替えや修繕などを行っていく必要があります。

公民館・文化センターの運営については、少子高齢化やグローバル化が進む中、子育て支援事業の充実及び土曜日や放課後における子どもたちの居場所づくり、高年者事業の充実、並びに外国籍市民を対象とした事業等の検討が必要となっています。また、大学、NPO法人、サークル団体など民間学習団体の学習資源を積極的に活用する必要があります。

なお、誰もが利用しやすい学習施設となるよう、利用手続の簡素化や利用条件の緩和など、学習施設の利便性の向上も求められています。

施策の方向

公民館・文化センターの整備については、草加市公共施設等総合管理計画に基づき施設の長寿命化を図るため、適切に施設の状況を把握し、より効果的・効率的な維持管理や修繕に努めるとともに、公民館・文化センターの長寿命化計画(個別施設計画)の策定を進めます。なお、中央公民館及び川柳文化センターについては、耐震化に向けた施設の整備も併せて検討します。

公民館・文化センターの運営については、放課後における子どもたちの居場所づくりを継続して進めるとともに、子育て支援事業及び高年者事業の充実並びに外国籍市民向けの事業の実施を進めます。

併せて、既存や新規事業について、大学、NPO法人、サークルや団体など民間学習団体の学習資源の積極的な活用を図ります。

また、施設利用については、利用手続の簡素化や利用条件の緩和など、学習施設の利便性の向上の検討を進めます。

主な取組

◆地域における生涯学習施設の整備

各館において、効果的・効率的な維持管理に努めるとともに、適切な修繕等を実施します。特に、中央公民館及び川柳文化センターについては、安全安心で使いやすい施設とするため、耐震性の強化やバリアフリー化などに向けた検討を進めます。また、設備等の老朽化対策として、計画的な設備更新等を実施します。

◆身近で地域性をいかした学習機会の提供

各館において、青少年事業、成人事業、高年者事業、総合事業、音楽と文化のまちづくりの5つの区分により事業を推進します。特に、子どもたちの居場所づくりのための青少年事業や、成人事業の中の子育て支援事業及び高年者事業の充実を図ります。

併せて、事業実施に当たっては、草加らしさや各館の地域性による特色ある内容を取り入れるとともに、S K T（スポーツ健康都市）に関連する事業の充実を図ります。

また、大学、N P O 法人、サークルや団体など地域資源としての人材や自然環境などを積極的に活用するとともに、利用団体との共催事業等により、市民の学習機会を増やすよう取り組みます。

公民館・文化センターまつり



青少年事業（講座）



施策4-3 文化遺産の発掘・保存・活用の計画的、継続的な取組の推進

現状と課題

江戸時代に日光道中の宿場町として栄えた草加には、松並木や町屋建築の建造物が旧街道沿いに残っており、また、縄文時代に造られた丸木舟や古墳時代の土器など、学術的に貴重な文化財も市域から数多く出土しています。

草加せんべいを始めとする地場産業や地域の祭り、民俗行事なども草加の歴史を語る上では外すことのできない貴重な文化遺産です。

国の名勝に指定された「草加松原」については、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」保存活用計画に基づき、その歴史とともに形成されてきた優れた風致景観などの本質的価値を適切に保存していく必要があります。

さらに、草加市文化財保護指針の方向性を踏まえ、地域に残る有形・無形の貴重な文化遺産を市民共有の財産として将来にわたり、価値を損なうことなく保存・活用していくために、文化財の存在を伝え、その価値を正しく捉えることができるような取組を一層充実させていくことが重要です。

歴史民俗資料館は、草加松原が国の名勝に指定されたことから、市内外から多くの来館者を迎えています。今後、草加の歴史を学び、紹介する教育施設として充実を図っていくことが重要です。

また、現在の歴史民俗資料館は国の登録有形文化財であり、外見を大きく変える増築や改修は行うことができません。文化財的価値を守りつつ、来館者の安全性・快適性を確保するため、改修や施設更新を図る必要があります。さらに、収蔵資料の保管については、外部委託倉庫、学校等に分散されており管理上問題もあることから、一括して管理することができる収蔵施設を整備する必要があります。

また、将来的な課題として、市史の編さん及び公文書館整備事業の推進や、埋蔵文化財保護体制の充実に向けた方向性についても検討が必要となります。

施策の方向

草加の歴史文化を構成する貴重な文化財について、草加市文化財保護指針を踏まえ、「文化財保護意識の高揚」、「文化財保護体制の確立」、「文化財保護施設の整備」の三つを大きな柱とし、個々の取組を推進します。

主な取組

◆文化財保護意識の高揚

草加市文化財保護指針に基づき、文化財の存在を伝え、価値を正しく理解し、親しみを持てるよう、小中学校における社会科授業及び社会科見学への対応や、歴史民俗資料館主催の展示及び講座等の事業を開催します。また、『草加市の文化財』などの刊行物や広報誌への掲載、SNS等を通して文化財価値の周知を図ります。さらに、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」[●]については、保存活用計画に基づき、優れた風致景観を維持し良好な環境の創出に向けて取り組みます。

◆文化財保護体制の確立

市史編さん事業や歴史的公文書等を管理するための公文書館の整備に向けて、これまで収集してきた資料整理等を行います。また、その際に、国・県等の関係機関や庁内の関係部署と連携を、より一層図ります。

◆文化財保護施設の整備

本市唯一の文化財保護施設である歴史民俗資料館を市の文化財保護の拠点施設としての充実を図るため、計画的な整備に向けて取り組みます。

また、一括して文化財を管理することができる収蔵施設の確保に向けて取り組みます。

文化財発掘現場の見学



草加松原



施策4-4 読書活動を支える図書館サービスの充実

現状と課題

中央図書館では近年、利用者数及び図書貸出数の減少が続いています。そこで、利便性の向上による利用者数や図書貸出数の増加を目指し、公民館図書室、サービスコーナー^①及び地域開放型図書室^②とのネットワークの活用により、図書やその他の資料を効果的・効率的に提供するなど図書貸出サービスを充実しました。

また、ICT^③の活用により、来館することが難しい障がい者や高年者もいつでもどこからでも利用可能な電子図書館の開設や、ホームページからのパスワード登録、WebOPAC（オンライン蔵書目録）での資料検索の実施による利便性の向上、LLブック^④の充実や文化事業の開催による利用者の裾野の拡大に努めてきました。

今後も、市民の皆様の知的好奇心に応える図書館づくりに努めるとともに、読書や図書館の魅力を広く発信していく必要があります。

図書館づくりは、様々な年齢層の利用者を意識していくことになりますが、図書館資料の収集に当たっては、とりわけ、草加市子ども読書活動推進計画の実現に資する資料の整備充実に努め、市民ボランティアや関係諸機関と連携して子どもの読書活動に対する重点的かつ積極的な環境の整備及び支援を行う必要があります。

さらに、図書館の新たな役割として、中学生や高校生の学習の場や、日本語を母国語としない子どもたちへの日本語教育の場の提供が求められています。

なお、図書館を快適に利用できる環境を整備するとともに、施設や設備の維持管理を適切に行うことが求められています。

施策の方向

本市における「知の拠点」として、市民の生涯にわたる自主的な学習活動を支援促進するとともに、教養、調査研究、レクリエーションの三つを施設目的として掲げる図書館法に基づき、「図書・その他の資料の充実及び効果的・効率的な提供」「郷土資料等の充実」「レファレンス^⑤の充実」「誰もが使いやすい図書館サービスの充実」「子ども読書活動の推進」「快適な利用環境の整備・維持」を柱として個々の取組を推進します。

主な取組

◆図書・その他の資料の充実及び効果的・効率的な提供

魅力ある蔵書の整備に加え、公民館図書室や小学校を活用した地域開放型図書室^②等を結ぶ図書館ネットワーク、他の公立図書館との相互貸借、獨協大学図書館との連携、いつでもどこからでも利用可能な電子図書館など、図書館サービスの利用方法を広く周知し市民が読書に親しむ機会を増やすことにより、図書館資料を効果的・効率的に提供します。

ブックリストの配置など読書活動に関する啓発・広報を推進し、学校・家庭・地域において、市民が読書に

親しむ環境の充実を支援します。

図書館に求められる社会的な機能や役割を再確認し、草加らしい特色のある分館の在り方について検討していきます。

◆郷土資料等の充実

本市の「知の拠点」として郷土資料の整備、充実を図ります。

また、日本文学研究者ドナルド・キーン氏の著作や、『おくのほそ道』等、草加にゆかりのある資料の収集に努めます。

◆レファレンスの充実

市民の生活課題や身近な調べ物の相談窓口であるレファレンス^⑤の機能を充実し、調べ物に役立つ図書等を分かりやすく紹介するパスファインダー等の資料や情報を積極的に発信します。

◆誰もが使いやすい図書館サービスの充実

文字を読んだり本の内容を理解したりすることが苦手な人のために、写真や絵、ピクトグラムを用いてやさしく・分かりやすく書かれているＬＬブック^⑥や、視覚障害者や印刷物を読むことが困難な人のためのデジタル録音図書（デイジー）を整備します。

また、音声読み上げ機能や文字拡大機能付きの電子書籍を活用し、来館が難しい障がい者や高齢者等がいつでもどこからでも利用可能な電子図書館を整備するなど、誰もが使いやすい図書館サービスの充実を図ります。

◆子ども読書活動の推進

読書に携わる市民ボランティアや関係諸機関と連携し、子どもが読書に親しむ環境の充実を図ります。

また、調べ学習や総合学習への資料提供を通じて小学校の読書活動を支援します。

◆快適な利用環境の整備・維持

図書館を快適に利用できる環境を整備するとともに、施設や設備の維持管理を行います。



人権教育の推進

施策5-1 学校人権教育の推進

現状と課題

現在、女性、子ども、高年者、障がいのある人、同和問題、外国人、インターネットによる人権侵害、性同一性障がいを始めとした性的マイノリティ^①（L G B T ^②など）、北朝鮮当局による拉致問題等、様々な人権問題があります。平成28年度（2016年度）には、人権に関する法律が三つ施行されました。

一つ目は、障害のある人もない人も安心して暮らせる社会の実現を目指した「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」。

二つ目は、民族や国籍などの違いを越えて、互いに人権を尊重しあう社会の実現を目指した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」。

三つ目は、部落差別のない社会の実現を目指した「部落差別の解消推進に関する法律」です。

本市では、上記に掲げた様々な人権問題に関わる体験的な学習等を通して、人権問題について自ら学び、考える力やコミュニケーション能力の向上を養っています。また、管理職を始め、人権教育担当者等を対象とした研修会を開催し、各校での校内研修により教職員の人権意識の高揚を図っています。また、各校では、様々な人権問題について授業等で学習するなど、全ての教育活動において、豊かな心を育み、児童生徒一人ひとりの人権意識を高める様々な取組が行われています。平成30年度（2018年度）の草加市学力・学習状況調査では、「人の気持ち分かる人間になりたいと思いますか」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合が約95%となっています。

今後も、幼保小中を一貫した教育^③を通して、全ての教育活動において児童生徒の発達段階に応じた取組の充実と、参加体験型学習を始めとした児童生徒の主体的な学習活動を促す指導内容や指導方法について、工夫・改善を図ることが必要となります。

施策の方向

児童生徒一人ひとりの発達段階に応じた人権を大切にし合う教育を推進し、人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒の育成を目指します。

また、インターネットによる人権侵害や性の多様性などの新たな人権問題にも対応できるよう、管理職対象の研修会を始め、教職員の人権教育研修の充実を図ります。人権感覚を磨く授業づくりを推進するとともに、実感を伴うような研修会などを通して教員の指導力の向上を図ります。

さらに、子どもの人権擁護の視点に立ち、基本的人権を尊重する意識の醸成・定着・高揚に努めます。

主な取組

◆学校人権教育の推進

児童生徒が自他を尊重する人権意識を高め、主体的に行動していく実践力を身に付けるために、新しい人権感覚育成プログラム^①を取り入れた学習や白杖を使ったアイマスク体験、当事者の体験談を基にした話し合い活動、異学年交流など様々な体験的な学習等を通して、人権問題について自ら学び、考える力やコミュニケーション能力の向上を養います。そのために、人権教育全体計画に基づき、各教科・領域等の年間指導計画に人権教育を位置付け、人権を正しく学ぶ教育をより一層推進します。

また、人権課題に関する作文や標語づくりに取り組み、人権標語を短冊にした掲示や人権文集の発行など、人権・同和問題への取組を積極的に推進します。

人権・同和問題については、教職員研修の充実を図ります。管理職研修会では、外部講師を招き、歴史的背景や現代の課題等の講演を開催します。また、教職員のキャリア段階に応じた新採用教員研修、3年次教員研修、5年経験者研修、キャリア・アップ研修では、人権に関するテーマを取り上げ、現地研修や人権感覚育成プログラム^①を活用し、実感を伴う研修を実施します。さらに、人権感覚育成指導者及び人権教育主任対象の研修会を通して、各校での人権研修会の更なる充実を図ります。

教職員や保護者、市民の方々を対象に「人権を考える市民のつどい」を開催し、人権作文の発表、人権に関する講演及び情報提供を行います。

今後も、幼保小中を一貫した教育^②を通して、人権教育を推進します。

◆児童虐待から子どもを守る取組の推進

児童虐待から子どもを守るため、学校において、管理職を始め、担任や養護教諭等とともに、より多くの目で児童生徒を見守ることができるよう、学校へさわやか相談員^③、スクールカウンセラー等を配置、派遣し、外傷、衣服の汚れ、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を早期発見・早期対応できるような組織づくりに取り組みます。また、スクールソーシャルワーカー^④などを活用し、学校や家庭、地域社会など、児童生徒を取り巻く様々な環境への啓発や支援、指導を行うとともに、幼保小中を一貫した教育^②を通して、継続して子どもたちを見守り、子育て支援センター、児童相談所などの関係機関との連携を強化します。



施策5-2 社会人権教育の推進

現状と課題

日本国憲法で保障された基本的人権は、侵すことのできない永久の権利です。しかし、今日でも同和問題を始め、女性、子ども、障がいのある人、高年者、外国人、性的マイノリティ^①（L G B T ^②など）等への差別行為、また出生地による結婚や就職差別、更には、インターネット等を通じての誹謗中傷、特定の人種や民族などの少数者に対するヘイトスピーチ活動、北朝鮮当局による拉致問題など、多岐にわたる人権問題が生じています。

このような問題に対し、より多くの市民がこれらの人権問題について考え、より身近なものとして捉えることができるよう、人権教育の啓発拠点である吉町集会所を管理運営するとともに、差別・偏見意識を解消することを目指し、市内全ての公民館・文化センターにおいても人権教育講座を開催してきました。

今後も、様々な社会人権問題の解決を目的とした各種講座や研修会の開催が求められます。

施策の方向

市民が自ら考え行動できるよう、吉町集会所や公民館・文化センターにおいて、様々な啓発活動を実施し、更に学習機会を設けることで、全ての人が相互に存在を認め合い、尊重し合う平和な社会の実現を目指します。

主な取組

◆社会人権教育の推進

平成28年度（2016年度）に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」について、一層の周知を図ります。

人権教育・啓発の拠点施設である吉町集会所においては、差別や偏見意識等を解消することを目指して、成人・女性・子どもを対象とした人権教育教室や集会所まつり等を開催します。さらに、同集会所運営委員会や利用者会議等の意見を踏まえ、同集会所の事業や施設の整備充実を図ります。

また、公民館・文化センターにおいても、引き続き、人権に関する講座や講演会を開催し、市民への多種多様な人権問題に対する学ぶ機会を提供します。

吉町集会所での人権教育

